

軽度生活援助事業

日常生活を営むことに支障のある高齢者世帯に対し、生活援助員（ホームヘルパー等）を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立支援を図ることを目的としています。

1. サービス内容

- ・調理支援、衣類等の洗濯、住居の掃除
- ・生活必需品の買い物 等

軽度生活援助事業の内容は、原則として家族が支援するもので、諸事情により家族が支援困難な場合に限りです。

2. 利用対象者

以下の項目全てに該当する方が対象です。

- *うるま市に居住する高齢者で、おおむね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯
- *市民税非課税世帯
- *介護保険非該当者（介護保険サービス導入後は終了になります）

3. 利用時間および料金

利用時間：1回につき1時間（原則・週1回）

利用料：1時間 **220円**

4. サービスの流れ

① 申し込み

うるま市役所 介護長寿課へお越しく下さい。
※担当ケアマネージャー（または地域包括支援センター）を経由し、申請書類を提出することも可能です。

② 訪問調査

地域包括支援センター職員が相談・調査のため訪問します。

【提出書類】

①申請書 ②相談受付票 ③基本チェックリスト

③ 利用判定

介護長寿課で利用可否を判定します。その後、結果を通知します。

*利用者の「自立支援」の観点から利用期間を設定しています。

④ サービス利用

生活援助員（ホームヘルパー等）が自宅を訪問し援助を行います。

*軽度生活援助事業はうるま市独自のサービスとなっておりますので、介護保険サービスとは利用条件・内容等が異なります。

裏面もご覧ください！

5. 利用時の諸注意

①申請内容等の変更・停止について

利用者の住所変更（市内転居）やサービス内容（回数・時間含む）等、申請内容の変更が生じる場合、または下記の場合により利用停止する際には『軽度生活援助事業利用（変更）申請書』の再提出をお願いいたします。

- ・サービス対象に該当しなくなったとき（チラシ表：「2.利用対象者」参照）
- ・施設に入所したとき
- ・申し出により辞退したとき
- ・3か月以上の長期入院の必要が認められたとき
- ・死亡したとき

～ お問い合わせ先 ～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎：973-3208